

# これからのプロフェッショナル・ブログ

柳澤賢仁税理士事務所

代表 税理士 柳澤賢仁

数年前、『ゴルフ・ダイジェスト』というゴルフ雑誌で、こんな記事を目にしたことがある。

「ゴルフ発祥の地スコットランドではハンデキャップ5以下の人を「ゴルフアー（Golfer）」と呼び、10以下の人を「ゴルフをやる人（Golf Player）」と呼ぶ。それ以外の人は「ただのスコットランド人」である。」

なぜこんな話を思い出したのか。

今月号の「税務会計系ブロガーサミット・リレーエッセイ」を執筆させていただくにあたり、改めて日本の税務会計系のブログ事情を考えてみると、ある種の物足りなさを覚えるのである。

そもそもブログとは何か

Blog（ブログ）とは、Web-Log（ウェブログ）の略とされる。つまり、メディアや一般の誰かのウェブ（ホームページ）を、コメント付きでログ（記録・整理編集）したページがブログの始まりだったようだ。

ただログするのであれば、オフラインで足りる。あえて（人に見られる）オンラインでコメントを付けてログするという行為は、ある種、ブログを書

く人の、社会に対する意思表示でもある。

ブログの本質は、世の中の出来事について自分なりの意見を述べる、小さな「マスコミュニケーション（不特定多数の人々に対して情報を伝達すること）」ツールであると言える。

世論というものは、マスメディア（大衆媒体）に決め付けられているというてよい（マスメディアの過去の歴史はここで解説するまでもない）。20世紀までの代表的なマスメディアは、新聞・雑誌・テレビ・ラジオであった。つまり、新聞や テレビの報道が世論を決めていたのである。かく言う私も、「新聞に書いてあるから、そうなんだろう」と、世論を形成していた一人である。

21世紀に入って、インターネットの世界が本格化し、マスメディアの時代からユビキタス（遍在型）メディアの時代になってきていると言われている。

わかりやすく説明しよう。既存の新聞・雑誌・テレビ・ラジオという大型のマスメディアの言論に「？」を感じる場面があったとする。そこで、インターネットの世界ではどのような主張

がなされているのだろうかと検索をする。検索をすると、ときに、ある人が小さく、しかし、とても素直な表現でその事実を伝えている。また、ときに、ある専門家が小さく、しかし報道よりも専門的な視点でその解釈をしている。私は最近、報道に「？」を感じるとき、マスメディアよりもユビキタスマディアのほうを信用することになっている。このユビキタスマディアの代表的なものが、ブログなのである。

## ブログの特徴

ブログの最大の特徴は、エディタが書けない人でもウェブができるという「利便性」にある。

これまでウェブの閲覧者（情報の受け手）であった人が、ウェブの制作者（情報の出し手）になれる。受動的なウェブが能動的なウェブになったことで、ブログというツールはインターネットの世界で爆発的に成長したと言われている。

## 真の税務会計系ブロガーとは

最近、公認会計士や税理士といったプロフェッショナルの中でも、ブログ

を書く人が多くなっている。私もそのひとりである。しかし、あくまでもブログを書く人（Blog Writer）的なブログに終始してしまっているケースが多いように思う。

冒頭の「ゴルファー（Golfer）」と「ゴルフをやる人（Golf Player）」の話思い出してほしい。すなわち、税務会計系ブログというジャンルにおいては、ブロガー（Blogger）と呼ばれるほどの人はほとんどいないのではないかと思っているのである。

ゴルファーがゴルフレイヤーでないのはなぜか。ひょっとしたらそれは

「差別化したい自分」というエゴに過ぎないのかもしれない。しかし、ゴルフを自称する人は、自分はゴルフをプレイしているレベルではないと考えているし、周囲からも真のゴルファーと認められているのである。これをブログに置き換えれば、真のブロガーは、ただブログを書いているレベルでは、ブロガーを自称できない。世論を形成できるほどの言動ができてはじめてブロガーと呼べるのではあるまいか。

税務会計系ブロガーと呼べる人は、まず、マスメディアを超えるユビキタスマディアとしての価値が必要となる。



つまり、税務会計のプロフェッショナルとして、その専門性を、いかにわかりやすくマス（大衆）に伝えられるかが勝負になる。例えば、「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入」制度など、いかに悪法であるか、専門家としてわかりやすくマスに伝えざるべきである。もしその考え方が世論に受け入れられれば、計量的にそのブログのアクセス数に如実に表れるであろうし、結果として、この悪法も是正されるかもしれない。

アメリカではすでに、ホワイトハウスの記者会見に、著名なブロガーの席が用意されているという。彼のブログの意見、評論が、マスメディア級の価値として認められたひとつの証左である。ユビキタスメディアがマスメディアと同等の評価をされるのは、マスメディアと同じ論調をしているにはありえない。ただただ素直な目線で既成概念を取っ払い非常識だけれども正しい論調をして読者に「なるほど」と思わせてこそ、ユビキタスメディアの価値が認められるのである。実際、マスメディアと反対の主張をすればマスからの批判も多いだろう。それでも素直に真

実を伝え続ける。そのとき、彼は「ただブログを書いている人」ではなくなるのである。批判を恐れない彼こそ、ブロガーと呼ばれるだけの価値がある。

独立系公認会計士・税理士の現実

日本の税務会計系ブログの多くは、独立系公認会計士・税理士の所長が書いている。

現実的な問題として、所長は公認会計士・税理士というプロフェッショナルであるけれども、同時に経営者でもある。経営者として事務所の経営を考えると、どうしても批判的な記事は避けてしまふ傾向があるように思う。ウェブの世界では、批判は批判を呼ぶ。先述の「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入」制度について、正しく批判しても、「バカだクソだ」と批判すると、「お前こそバカだクソだ」となるのが、匿名性を確保されたウェブの世界である。

独立系公認会計士・税理士の所長のブログは、税制の批判といったメディア的な役割よりも、事務所の経営的・営業的なツールあるいは日記として終始しているケースが多いのが現実である。

る。

税理士法第1条と  
税務会計系ブログ

いまさらながら、税理士法第1条に定められている 税理士の使命 を改めて読み直してみたい。

税理士法第1条（税理士の使命）  
税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

先述の「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入」制度。おそらく公認会計士・税理士という実務家・専門家のほとんどが、悪法と考えているはずである。しかし、この法律は施行されてしまった。

もし税務会計系ブロガーと呼べる人（経営者としてではなく、「税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ」られる人）が、ブログを通じて世論を形成

柳澤 賢仁 (やなぎさわ けんじ)

1976年生まれ。税理士。祖父、父、叔父が公認会計士・税理士という、税務会計一族に生まれる。1999年、慶應義塾大学経済学部卒業。

2001年、慶應義塾大学大学院経済学研究科前期博士課程修了。大学院在籍中に執筆したわが国の租税政策に関する批判的論文が高い評価を受ける。同年、税理士試験合格。アーサー・アンダーセン税務事務所(現KPMG税理士法人)国際税務部門に在籍。

2004年、独立開業。現在、柳澤賢仁税理士事務所代表ほか、ウェブコンサルティング会社代表。税理士事務所のホームページは年間100万アクセスを誇る。ヤフー、グーグルでの「税務調査」検索1位表示(2007年5月31日現在)のサイト『税理士がそとと教える税務調査に勝つ7つの方法』が納税者から好評。趣味はゴルフ。アンダーパーで回ることもしばしばの腕前。



することができたら、この憲法も、地価税のように凍結できるかもしれない。

「富士山の税務訴訟」も然り。公認会計士・税理士のほとんどが「ありえない」と思うはずの課税処分であった。税務会計系ブロガーが国の課税処分を常に監視し、ブログを通じて、(くどいけれども)「税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ」られるならば、きっとこのような歪んだ課税処分は抑制できたはずである。

おわりに

これからの税務会計系プロフェッショナル・ブログの理想は高い。

しかし、先述の通り、現実には、税務会計系ブログを書く人の多くは、独立系公認会計士・税理士の所長である。士として自己犠牲を厭わない公認会計士・税理士は、非常に潔くかつこい。しかし、経営者として従業員を食わせなければならぬのも現実である。上手な表現力を身につけてブログを書けるようになり、批判をそこそこに抑えつつ、真のブロガーとして税務会

計の世論を形成できる人が登場するのを待ちたい。もちろん私もそうなりたい。私を知る限り、日本には(ウェブの世界なので厳密には日本語では)、税務会計系ブロガーと呼ぶにふさわしいプロフェッショナルは、いまのところ数名しかいないのが現実である。

せっかく資格を持っているのだから、それだけでも説得力は大きいはずである。個人的には、『とある国税不服審判官の告白』などという匿名性を確保した守秘義務ギリギリのブログの登場を期待している。

